

指定国官庁への手続

—指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続—

第7章 指定国官庁に対する手続

第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要

第2節 国際商標登録出願

第3節 代理人の選任

第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に関する作成上の一般原則

第5節 国際商標登録出願の特例

第6節 公報

第7節 登録

第8節 登録異議の申立て

第9節 審判

第10節 商標登録出願等の特例

第11節 商標登録出願と国際商標登録出願との相違点

指定国官庁への手続

(指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続、法第68条の9～第68条の39)

第7章では、国際登録出願において、海外の出願人が日本国を指定した場合に、指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続について説明します。

第7章 指定国官庁に対する手続

第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要

1. 日本国特許庁(指定国官庁)における審査

日本国を指定した領域指定は、国際登録日にされた商標登録出願とみなされます。ただし、事後指定は、国際登録簿に記録された事後指定の日にした商標登録出願とみなされます。

日本国特許庁では、日本国を指定した国際登録出願に関し、国際事務局からの「指定通報」又は「事後指定通報」を受け実体審査を行います。この実体審査により拒絶理由を発見した場合は、出願人に「暫定的拒絶通報」を国際事務局を経由して送付します。

在外者である海外の出願人が「暫定的拒絶通報」に対し意見書や補正書等の手続を行う場合は、国内代理人を選任したうえで日本国特許庁に手続を行います。なお、中途受任となるため、委任状の提出が必要です。

2. 登録される場合

審査の結果、拒絶の理由が発見されなかった場合又は意見書・補正書によって拒絶の理由が解消した場合、出願日(本国官庁が出願又は事後指定を受理した日)により以下のとおり処理がされます。

※令和5年4月1日施行の商標法改正により、登録査定の際の謄本の送達方法及び個別手数料の納付制度(出願時に一括納付)が変更されました。 [法第68条の18の2、第68条の30]

(1) 出願日が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合

審査官は「登録査定」及び「保護認容声明」を起案します。

「登録査定」の謄本が添付された「保護認容声明」が、国際事務局を経由して出願人(国際登録簿に記録された代理人(以下「IB代理人」という。))がいる場合は、IB代理人)に送付されます。

日本国特許庁は登録査定後に商標権の設定の登録を行います。

(2) 出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合

審査官は「登録査定」、「保護認容声明」及び「支払通知」を起案します。

日本国特許庁は、出願人(国内代理人がいる場合は国内代理人)へ直接、「登録査定」の謄本を送付(郵送)します。

また、「保護認容声明」及び「支払通知」は、国際事務局を經由して出願人(IB代理人がいる場合はIB代理人)に送付されます。この「支払通知」には登録料に相当する個別手数料の第二の部分の支払期限日が記載されていますが、これに国際事務局の「カバーレター」が添付されます。「カバーレター」には、支払うべき個別手数料の第二の部分の金額と国際事務局の口座が記載されています。

出願人が商標権の設定登録を受けたい場合は、この登録料に相当する個別手数料の第二の部分の部分を国際事務局へ支払います。国際事務局は受領を確認後、日本国特許庁に手数料が支払われた旨を通知し、日本国特許庁ではその通知を受け商標権の設定登録を行います。

国際事務局に個別手数料の第二の部分の納付がされなかった場合、国際事務局は国際登録簿から指定国日本に関する記録を取消し、日本国特許庁に納付がなかった旨を通知します。日本国特許庁では、その通知を受け出願の最終処分として料金未納による取下げを記録します。

なお、支払期限を失念した場合であっても、期間満了日から2月以内に国際事務局に対し処理の継続の請求(MM20)を申請し、所定の手数料を納付すれば、処理の継続が可能です。

期限を失念し支払を忘れ取り消された場合に日本に対して保護を求めたいときは、日本を指定した事後指定書(MM4)を本国官庁又は国際事務局に提出してください(ただし、この場合は事後指定日にされた出願とみなされるため、日本での出願日が繰り下がります)。

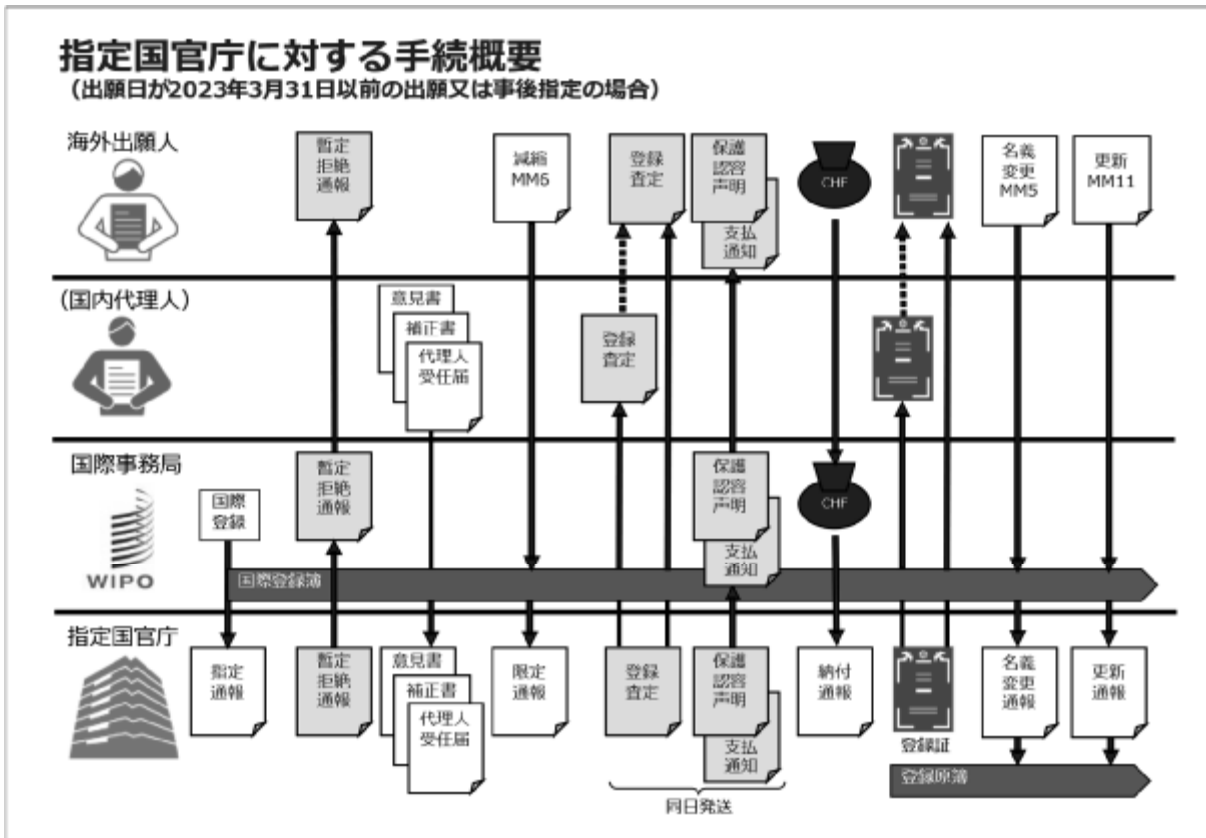
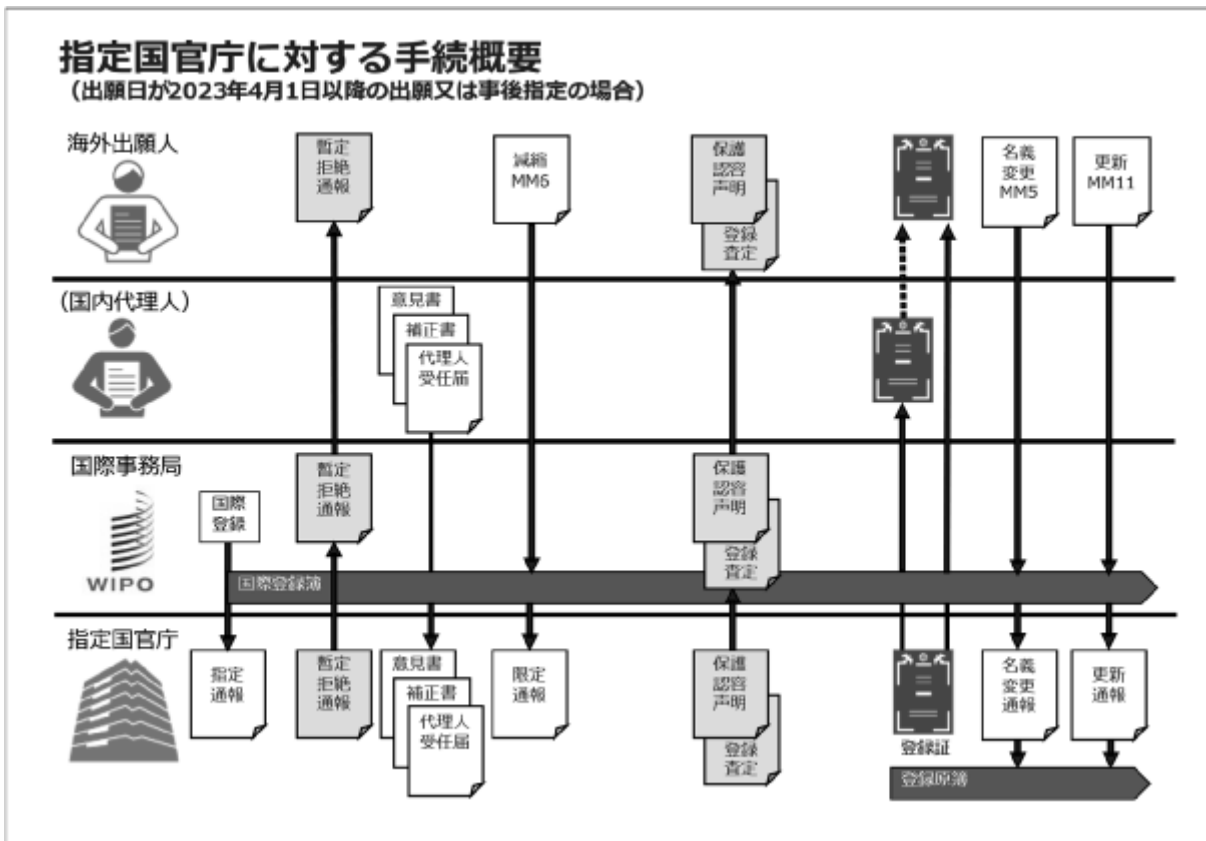
3. 拒絶される場合

提出された意見書や補正書等によっても拒絶の理由が解消しない場合や、「暫定的拒絶通報」の応答期間を過ぎて、何も応答書類が提出されない場合は、審査官は「拒絶査定」を起案し、日本国特許庁は出願人(国内代理人がいる場合は国内代理人)へ直接「拒絶査定」を送付(郵送)します。拒絶査定に対する不服審判の請求期間(3ヶ月)を経過し、審判請求がなかった出願に対して、日本国特許庁は拒絶確定声明を国際事務局経由で出願人(IB代理人がいる場合はIB代理人)に送付します。

なお、登録異議の申し立て、拒絶査定に対する不服審判、商標登録の取消審判等は日本国特許庁に対して手続を行います。

4. 公報

日本国特許庁は、指定通報又は事後指定通報を受けた際に、国際事務局とは別に公開国際商標公報を発行し、また商標権の設定登録がされたものに関しては、国際商標公報を発行します。



第2節 国際商標登録出願

1. 国際商標登録出願

[法第68条の9]

日本国を指定した領域指定は、国際登録日にされた商標登録出願とみなされます。ただし、事後指定は、国際登録簿に記録された事後指定の日にされた商標登録出願とみなされます。

2. 日本国特許庁の審査期間

[法第16条、令第3条]

日本国特許庁(指定国官庁)は、国際商標登録出願について「領域指定」の通報日から18ヶ月以内に拒絶の理由を発見しないときは、商標登録すべき旨の査定を行います。

上記期間内に拒絶の理由を発見したときは、「暫定的拒絶通報(拒絶理由通知に相当、応答期間3ヶ月)」を国際事務局へ送付し、国際事務局は同通報を出願人に転送します。

(1) 暫定的拒絶通報への応答

暫定的拒絶通報を受け取った出願人は、国際事務局に商品及び役務の一覧表の減縮の請求書(MM6)等を提出又は日本国特許庁(指定国官庁)に手続補正書等を提出することで応答することができます。

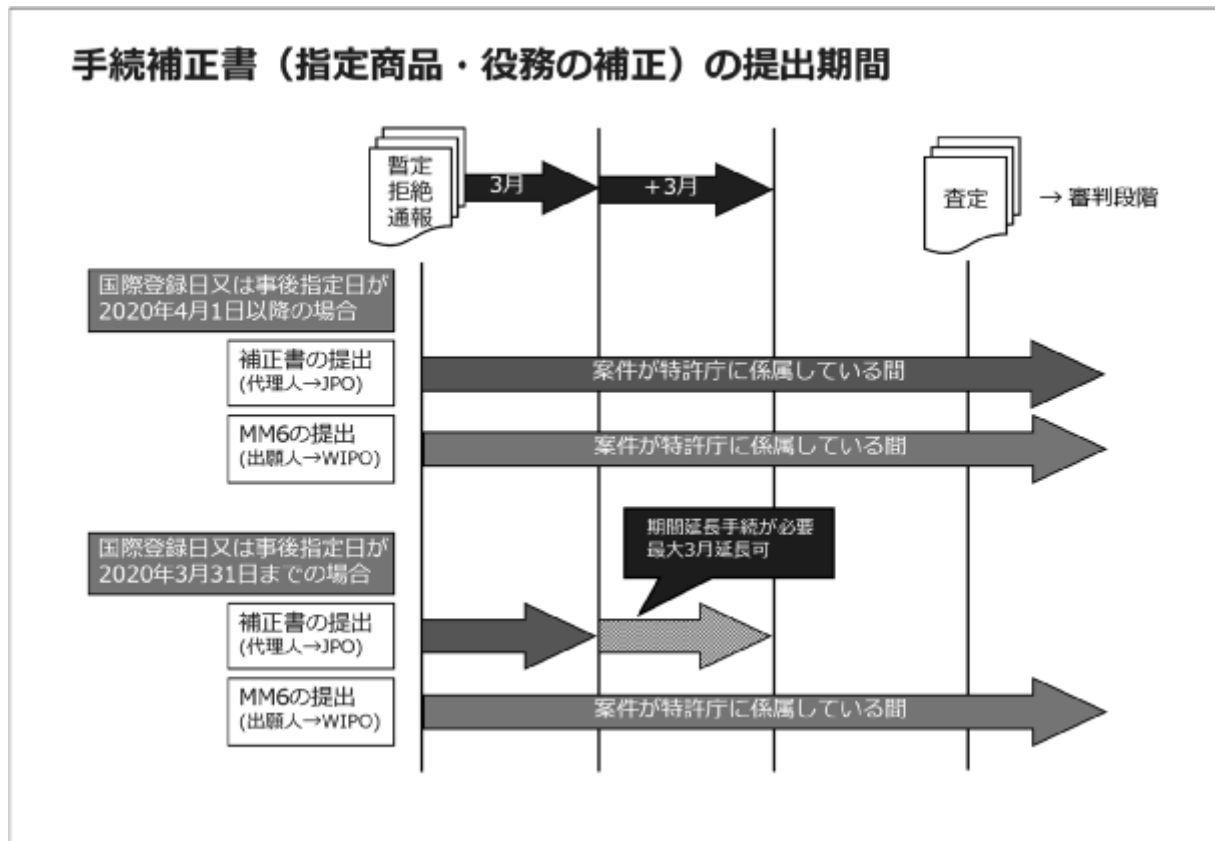
なお、国際事務局に提出するMM6は、案件が日本国特許庁に係属している間は提出が可能ですが、手続補正書は国際登録日(事後指定日)によって提出可能期間が異なります。

手続補正書の提出可能期間は以下のとおりです。[法第68条の28](令和2年4月1日改正)

- 国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願の場合
 - ・暫定的拒絶通報の発送日後、案件が審査、審判及び再審に係属している間は、手続補正書の提出が可能です。
 - ・案件が日本国特許庁に係属している間、国際事務局にMM6を提出することによる指定商品・役務の補正も可能です。
- 国際登録日又は事後指定日が2020年3月31日までの国際商標登録出願の場合
 - ・暫定的拒絶通報の発送日から3月(発信主義)に限り、手続補正書の提出が可能です。
 - ・応答期間内に1回(1月)及び応答期間経過後に1回(2月)の最長3月の期間延長請求が認められます。
ただし、暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。
 - ・案件が日本国特許庁に係属している間は、上記期限に係わらず、国際事務局にMM6を提出することにより指定商品・役務の補正が可能です。

<注意>

審査官通知(暫定的拒絶通報後に補正を出願人に促す通知)に対して、手続補正書は提出できません。国際事務局にMM6を提出してください。



(2) 応答期間の延長

暫定的拒絶通報において指定された期間は、期間の満了前、経過後にそれぞれ1回延長することが可能です。期間満了前の請求により1ヶ月、経過後の請求により2ヶ月延長されます。また、応答期間満了前の請求により1ヶ月の延長をし、当該延長後の応答期間が過ぎた後、経過後の延長請求により、さらに2ヶ月の追加延長(合計で3ヶ月の延長)をすることも可能です。

ただし、暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。

[商標法第77条において準用する特許法第5条]

第3節 代理人の選任

在外者(日本国内に住所又は居所を有しない者)である国際商標登録出願人は、商標法の規定に基づく国内手続(意見書・手続補正書の提出等)について、日本国特許庁に直接手続をすることができません。日本国特許庁に手続をするためには、我が国に在住する代理人(商標管理人)を選任しなければなりません。 [商標法第77条において準用する特許法第8条]

代理人の選任は、「代理人受任届」又は「代理人選任届」により行い、「代理権を証明する書面(委任状)」及び同訳文を添付してください。

[商標施行規則第22条において準用する特許施行規則第4条の3]

なお、「代理権を証明する書面(委任状)」の代わりに、手続書面に包括委任状番号を記載することもできます。

選任された代理人が住所(居所)を変更する場合は、「代理人住所(居所)変更届」を提出する必要があります。

「代理人受任届」、「代理人選任届」、「代理人住所(居所)変更届」は、代理人が同一であり、かつ、届出の内容が同一の場合に限り、一通の書面で2以上の事件に係る手続をすることが可能です(紙手続の場合のみ、電子特殊申請の場合は1件ごとに手続をしてください)。

第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に関する作成上の一般原則

1. 書面の作成方法

- (1) 書面は原則として1件ごとに作成しなければなりません。
- (2) 書面には、提出者の氏名(名称)及び住所(居所)を記載してください。
識別番号による住所の記載の省略はできません。
手続者の押印は不要です。
- (3) 書面に記載する各項目にはデリミタ(【 】)を付してください。

2. 書面の提出方法

書面は郵送、窓口への持参又は電子特殊申請により提出してください。

3. 書面の言語

- (1) 書面は下記(2)及び(3)を除き日本語を使用しなければなりません。
- (2) 国際登録の名義人の記載 [法施規5条の3]
「名義人の氏名又は名称及び住所又は居所」の記載は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字を使用しなければなりません。
- (3) 国際登録に係る指定商品(役務)の記載 [法施規5条の4]
「指定商品(役務)」は英語で記載しなければなりません。

4. 様式上の要件

- (1) 用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。
- (2) 各用紙の提出方法
各用紙は、綴じ方はなるべく左綴じとし、容易に分離しやすく、綴じ直すことができるように、例えばステープラー等を用いて綴じて提出してください。

5. 国際商標登録出願を特定する番号の表示

日本国特許庁(指定国官庁)に対して提出する手続書類には、国際登録番号を記載してください。ただし、事後指定による国際商標登録出願では、「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください(※年は西暦)。

代理人受任届(様式記載見本)

【書類名】 代理人受任届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【手続をした者】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【受任した代理人】

（【識別番号】 ○○○○○○○○○○）

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【提出物件の目録】

【物件名】 代理権を証明する書面 1

又は

【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

- (注1) 【受任した代理人】欄に（【識別番号】）を記載した場合であっても【住所又は居所】の記載の省略はできません。
- (注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」のように記載してください。
- (注3) 【手続をした者】欄は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。
- (注4) 【受任した代理人】欄は、受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載してください。
- (注5) 弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人が代理人として手続を行う場合、【受任した代理人】欄の【代表者】の次に【代理関係の特記事項】を設け、「業務を執行する社員は弁護士 ○○○○(氏名)」と記載してください。複数人いる場合、項目は繰り返さずに名前を列記ください。
- (注6) 外国語で作成した代理権を証明する書面には翻訳文を添付してください。
- (注7) 包括委任状を援用する場合であって、包括委任状番号が通知されていないときには、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日提出の包括委任状を援用する。」と記載し、「包括委任状提出書の写し」を添付してください。

代理権を証明する書面(例)

委任状

私は弁理士〇〇〇〇、同××××を代理人と定めて下記事項を委任する。

1. 国際登録第 1234567 号に関する一切の件
2. 上記事件につき、復代理人を選任及び解任する件、拒絶査定不服若しくは補正却下の決定に対する審判を請求する件、並びに、放棄、取下げ若しくは出願変更をする件
3. 上記各項に関し、行政不服審査法に基づく諸手続を行う件、及び取下げをする件

〇〇〇〇年〇月〇日

(住所 東京都千代田区霞が関3-4-3
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku 100-8915(JP))

名称 ▲▲株式会社
▲▲ KABUSHIKI KAISHA(also trading as ▲▲ Corporation)

代表者 代表取締役社長 ■■■■

- (注1) 上記の委任事項は例です。委任事項は出願人と代理人で決定してください。
- (注2) 外国語で記載された委任状には翻訳文を添付してください。
- (注3) 委任者である出願人の(住所及び)氏名又は名称は、国際登録簿に記録された文字と同一の文字で記載してください。
(国際登録簿は、Madrid Monitor (<https://www3.wipo.int/madrid/monitor/en/>) で確認できます。)
- (注4) 出願人が自然人の場合は出願人、出願人が法人の場合は代表権限のある者の記名が必要です。なお、当該者の押印/署名は不要です。
- (注5) 委任状は原本の写しの提出も可能です。

代理人住所(居所)変更届(様式記載見本)

【書類名】 代理人住所(居所)変更届
【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【住所(居所)を変更した代理人】
【旧住所又は旧居所】 東京都千代田区霞が関1-3-1
【新住所又は新居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

- (注1) 識別番号は使用できません。
- (注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。
- (注3) 代理人が同一であり、かつ、届け出の内容が同一の場合は、一通の書面で2以上の事件に係る手続をすることができます(紙手続の場合のみ、電子特殊申請の場合は1件ごとに手続をしてください)。
この場合、【事件の表示】欄に「別紙の通り」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載して、国際登録番号(事後指定の場合は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」)を、繰り返し記載した書面を添付してください。
- (注4) 住所(居所)を変更した代理人が複数の場合は、【住所(居所)を変更した代理人】の欄を繰り返し設けて記載してください。

意見書(様式記載見本)

【書類名】 意見書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【商標登録出願人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【意見の内容】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 本手続に必要な物件は、原則、手続補足書による提出はできません。本手続の【提出物件の目録】の欄の次に【物件名】の欄を設け、その物件名を記載し添付してください。

手続補正書(様式記載見本)

【書類名】 手続補正書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第14類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第14類】

【指定商品(指定役務)】 Watches; wristwatches; wall clocks.

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第15類

【補正方法】 削除

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 「指定商品(指定役務)」は英語で記載してください。

(注4) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の全文を補正する以外は、なるべく「商品及び役務の区分」の単位として記載してください。全文を補正する場合は、以下のとおり記載し、【補正の内容】の欄には、補正をしない区分・指定商品(役務)を含め、補正後の全ての区分・指定商品(役務)を記載してください。記載のない区分・指定商品(役務)は削除されたこととなりますので、ご注意ください。

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【〇類】

【指定商品(指定役務)】

【〇類】

【指定商品(指定役務)】

(注5) 「指定商品(指定役務)」の補正は、国際登録の範囲内で補正してください。

なお、類を変更する補正はできません。

期間延長請求書[期間満了前](様式記載見本)

特許
印紙

(2, 100円)

【書類名】 期間延長請求書

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coimbettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【請求の内容】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 商標法第77条第1項において準用する特許法第5条1項の規定により、期間満了前の請求によって延長できる期間は、一回の1月のみです。

(注4) 暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)で指定された期間内に限り提出することができます。

(注5) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。

期間延長請求書[期間徒過後](様式記載見本)

特許
印紙

(4, 200円)

【書類名】 期間延長請求書(期間徒過)

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coimbettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【請求の内容】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 商標法第77条第1項において準用する特許法第5条3項の規定により、期間経過後の請求によって延長できる期間は、一回の2月のみです。

(注4) なお、本手続は暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)で指定された期間経過後(期間満了前の延長請求により1ヶ月延長がなされた場合は、その期間経過後)2月以内に限り提出することができます。

(注5) 暫定的拒絶通報に対して、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。

(注6) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。

手続補正書(方式)(様式記載見本)

【書類名】 手続補正書(方式)
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】
【出願番号】 国際登録第1234567号

【補正をする者】
【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】 国際 太郎

【手続補正1】
【補正対象書類名】 代理人受任届
【補正対象項目名】 提出物件の目録
【補正方法】 追加
【補正の内容】
【提出物件の目録】
【物件名】 代理権を証明する書面 1
又は
【包括委任状番号】 ○○○○○○○

- (注1) 識別番号は使用できません。
(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」のように記載してください。
(注3) 【代理人】欄は、受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載してください。
(注4) 外国語で作成した代理権を証明する書面には訳文を添付してください。
(注5) 包括委任状による手続において、包括委任状の番号が通知されていないときには、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日提出の包括委任状を援用する。」と記載し、「包括委任状提出書の写し」を添付してください。

第5節 国際商標登録出願の特例

1. 手続の補正の特例

国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願については、暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)後、事件が日本国特許庁に係属している場合に限り、我が国在住の代理人(商標管理人)により特許庁長官に対して指定商品又は指定役務の補正をすることができます。 [法第68条の28第1項]

また、国際登録の名義人は、事件が日本国特許庁に係属している場合は、直接国際事務局に対し日本についての国際登録の指定商品(役務)を限定する変更の記録の申請(MM6)をすることができ、出願人は、これにより暫定的拒絶通報に対する応答とすることもできます。

[議9条の2
(iii)]

2. 国際登録の名義人の変更

(1)届出の効力

国際商標登録により生じた権利の承継は、国際事務局に届け出なければその効力は生じません。 [規則25(1)(a)、法第68条の16]

名義人の変更をする場合は、国際事務局に「名義人の変更の記録の請求(MM5)」を提出し、所定の手数料を納付してください。

(2)名義人の変更に伴う国際商標登録出願

国際登録簿の名義人の変更に伴い、指定商品又は指定役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなします。 [法第68条の17]

【指定商品(役務)の一部分割の例】

○国際商標登録出願
国際登録番号 : 1234567
国際登録名義人 : 甲
指定商品 : X、Y、Z

名義人の変更の記録の請求(MM5) 指定商品「Z」を乙に移転(一部移転)

○国際商標登録出願
国際登録番号 : 1234567
国際登録名義人 : 甲
指定商品 : X、Y

○国際商標登録出願
国際登録番号 : 1234567A
国際登録名義人 : 乙
指定商品 : Z

※分割により生じた国際出願は国際登録番号に「アルファベット文字」が付与され新たな出願として管理されます。

(3) 作成要領

「名義人の変更の記録の請求(MM5)」の作成要領は、本テキスト第4章第8節「国際登録の名義人の変更の記録の請求」を参照し、これに準じて作成してください。

なお、我が国在住の代理人が「名義人の変更の記録の請求(MM5)」を国際事務局に提出することにより名義人の変更の手続を行う場合、本手続と同時に国際事務局に対する代理人となるため、国際事務局経由で出願人に発出する各種の通報も当該代理人に送付されます。

3. 国際商標登録出願の出願時の特例 [法第68条の10]

国際商標登録出願に係る登録商標及び商標権者と国内登録に基づく登録商標及び商標権者が同一であり、国際商標登録出願に係る指定商品(役務)と国内登録に基づく登録商標に係る指定商品(役務)とが重複している場合、国際商標登録出願はその重複している範囲について、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなされます。

4. 出願の分割の特例 [法第68条の12]

国際商標登録出願は、商標法第10条第1項に規定する分割出願をすることはできません。

5. 出願の変更の特例 [法第68条の13]

- (1) 通常の間際商標登録出願を、団体商標の間際商標登録出願に変更することはできません。
- (2) 団体商標の間際商標登録出願を、通常の間際商標登録出願に変更することはできません。
- (3) 国際商標登録出願を、防護標章登録出願に変更することはできません。

6. 補正後の商標についての新出願の特例 [法第68条の18]

国際商標登録出願は、補正却下後の新たな商標登録出願をすることができません。

7. 商標法第9条(出願時の特例)の適用を受けるための手続の特例 [法第68条の11]

国際商標登録出願について、商標法第9条第2項の規定の適用を受けようとする場合には、出願人は、その旨を記載した書面及びその事実を証明する書面を国際商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければなりません。

8. パリ条約の例による優先権主張の手続の特例

国際商標登録出願について、パリ条約の例により優先権を主張しようとするときは、その旨並びに第一国出願をした国の国名及び出願年月日を記載した書面を国際商標登録出願の日から30日以内に提出しなければなりません。 [法第68条の15第2項]

なお、優先権証明書は国際商標登録出願の日から3ヶ月以内に特許庁長官に提出しなければなりません。 [法第13条第1項]

第6節 公報

1. 公開国際商標公報

[法第12条の2]

(1) 公開国際商標公報

国際商標登録出願に関しても出願公開の対象となり、国際事務局から日本国特許庁へ指定通知が通報された後、速やかに「公開国際商標公報」を発行します。この公報は国際事務局が発行する公報とは別個に日本国特許庁が発行するものです。

なお、掲載事項の特例により、一部読み替え規定が設けられています。 [法68条の14]

(2) 発行形態、発行周期

公開国際商標公報は、インターネット利用 (<https://www.gazette.jpo.go.jp/scciidl010>) により原則毎日発行します。

(3) 発行言語

公開国際商標公報は、英語により作成されますが、出願人の氏名・名称及び住所・居所は国際登録簿に記載された言語で作成され、指定商品(役務)については日本国特許庁による参考訳文が付されます。

※なお、この参考訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、指定商品(役務)の範囲は英語により記載されたものをもって判断されます。

(4) 公開国際商標公報番号

公開国際商標公報の番号は、国際登録番号により管理し、新たに公開国際商標公報番号は付与しません。

2. 国際商標公報

[法第18条第3項]

(1) 国際商標公報

国際商標登録出願に係る商標権の設定の登録があったときは、「国際商標公報」を発行します。

(2) 発行形態、発行周期

国際商標公報は、インターネット利用 (<https://www.gazette.jpo.go.jp/scciidl010>) により原則毎日発行します。

(3) 発行言語

国際商標公報は、英語により作成されますが、名義人の氏名・名称及び住所・居所は国際登録簿に記載された言語で作成され、指定商品(役務)については日本国特許庁による参考訳文が付されます。

※なお、この参考訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、指定商品(役務)の範囲は英語により記載されたものをもって判断されます。

(4) 国際商標公報番号

国際商標公報の番号は、国際登録番号により管理し、新たに商標登録番号は付与しません。そのため、公開国際商標公報と誤認しやすく、注意が必要です。

第7節 登録

1. 商標権の設定の登録

[法第68条の19]

(1) 出願日(※)が2023年4月1日以降の出願又は事後指定の場合

日本国特許庁は商標登録をすべき旨の査定又は審決があったときは商標権の設定の登録を行います。

(2) 出願日(※)が2023年3月31日以前の出願又は事後指定の場合

国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決後、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、個別手数料のうち第二の部分(登録料相当分)を支払わなければなりません。

日本国特許庁は、個別手数料の第二の部分(登録料相当)の納付があった旨の通報が国際事務局からあったときに商標権の設定の登録を行います。

(※)国際出願: 本国官庁が受理した日

事後指定: 本国官庁が受理した日

国際事務局に直接提出した場合、国際事務局が受理した日

令和5年4月1日施行の商標法改正により、日本国に係る個別手数料の支払方法が二段階納付から一括納付に変更されました。なお、出願日が2023年3月31日以前の出願又は事後指定については、従前の例により、二段階納付制度が適用されます。

[特許法等の一部を改正する法律(令和3年5月21日法律第42号)

附則第5条第7項及び第9項]

<国際登録に基づく商標権の設定の登録に必要な個別手数料>

[法第68条の30](令和5年4月1日改正前)

(1) 納付金額

1件ごとに223スイスフラン(32,900円に相当する額)に区分の数を乗じて得た額。

(2) 納付先

国際事務局(送金方法は、本テキスト第5章第2節「6. 国際事務局への支払方法」を参照してください。)

(3) 納付時期

商標登録すべき旨の査定又は審決と同時に送付する「NOTIFICATION OF SECOND PART OF INDIVISUAL FEE: 個別手数料(登録料)支払通知」の支払期限までとなります。支払期限は発送日から3ヶ月以内です。

日本国特許庁は同通知を国際事務局へ送付し、国際事務局は同通知を出願人又はIB代理人へ通報しますので、我が国に在住する代理人(商標管理人)が、同通知を受領することはありません。

なお、支払期限を失念した場合であっても、期間満了日から2月以内に国際事務局に対し処理の継続の請求【MM20】を申請し、所定の手数料を納付すれば、処理の継続が可能となります。

2. 商標登録証

[法第71条の2]

商標権の設定の登録が行われた後に、商標登録証を商標権者(又は、存在する場合は日本国内の代理人)に交付します。

商標登録証は日本語で作成されますが、指定商品(役務)は英語で、商標権者は国際登録簿に記載された文字で作成されます。

問い合わせ先

登録証に関することは、以下にお問い合わせください。
審査業務課登録室国際意匠・商標担当 内線2706番

3. 国際登録に基づく商標権の消滅

[法第68の20第2項]

国際登録に基づく商標権は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなします。消滅の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生じます。

4. 国際登録に基づく商標権の存続期間

[法第68条の21]

国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日から10年をもって終了します。なお、商標権の存続期間は以下の更新料の支払により更新することができます。

(1) 納付金額

1件ごとに263スイスフラン(43,600円に相当する額)に区分の数を乗じて得た額。

なお、更新手続の際には、基本手数料として653スイスフランが別途必要になります。(詳細は、本テキスト第5章第2節「3. 国際登録の存続期間の更新の申請」を参照してください。)

(2) 納付先

国際事務局

(3) 納付時期

存続期間の満了前

5. 商標原簿への登録の特例

[法第68条の27]

商標原簿への登録事項は「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」であり、国内の商標原簿の登録事項よりも限定されており、国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変

更(信託によるものを除く。)又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによります。

なお、国際登録に基づく商標原簿は、日本国特許庁独自の番号は付与せず、国際登録番号により管理します。

第8節 登録異議の申立て

登録異議の申立てに関する書類の作成は、商標法施行規則第12条様式第13に従い作成してください。

なお、商標登録異議申立書は、インターネット利用による国際商標公報の発行の日の翌日から起算して2月が提出期限です。 [法第43条の2]

第9節 審判

「拒絶査定に対する審判」及び「補正の却下の決定に対する審判」に関する書類の作成要領は、このテキスト「第7章 第4節 日本国特許庁(指定国官庁)への手続書類に関する作成上の一般原則」及び商標法施行規則第14条様式第14の2を参照し、これに準じて作成してください。

なお、審判請求期間は、以下のとおりです。

拒絶査定不服審判: 査定の謄本の送達の日から3月以内 [法第44条]

補正却下決定不服審判: 決定の謄本の送達の日から3月以内 [法第45条]

また、「商標登録の無効の審判」及び「商標登録の取消しの審判」に関する書類の作成は、商標法施行規則第14条様式第15に従い作成してください。

問い合わせ先

審判の手続に関することは、審判課審判書記官室商標担当にお問い合わせください。

無効審判、取消審判: 内線5804番

拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判、登録異議申立: 内線3682番

審判請求書(様式記載見本)

特許 印紙

(円)

【書類名】 審判請求書

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】 国際登録第1234567号

【審判の種別】 拒絶査定に対する審判事件

【商品及び役務の区分の数】

【審判請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coimbertes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【(国籍)】

【(電話番号)】

【(ファクシミリ番号)】

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

【(電話番号)】

【(ファクシミリ番号)】

【(手数料の表示)】

【(予納台帳番号)】

【(納付金額)】

【請求の趣旨】

原査定を取り消す。本願の商標は登録すべきものとする。との審決を求める。

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

(注1) 識別番号は使用できません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は、【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注3) 【商品及び役務の区分の数】には拒絶査定時の区分数を記載し、その区分数に応じた金額を納めてください。

なお、拒絶査定後審判請求までの間に国際事務局に「商品及び役務の一覧表の減縮の請求書」(MM6)を提出し区分を削除した場合は、審判請求書にMM6の写しを添付することにより、当該欄に削除後の区分数を記載し、削除後の区分数に応じた金額を納付することが可能

です。また、国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の国際商標登録出願について、審判請求書と同時に手続補正書を提出し区分を削除する場合も同様です。

(注4) 電子特殊申請の場合は、最後に【手数料の表示】欄を設け、予納台帳を利用する場合は【予納台帳番号】及び【納付金額】、電子現金納付の場合は【納付番号】、口座振替の場合は【振替番号】及び【納付金額】、指定立替納付の場合は【指定立替納付】及び【納付金額】を記載してください。

第10節 商標登録出願等の特例

1. 国際登録の取消し後の商標登録出願の特例

[法第68条の32]

(1) 国際登録の取消し(セントラルアタック)後の商標登録出願の特例

議定書第6条(4)に規定された、基礎出願又は基礎登録の効果の終了による国際登録の取り消しにより、我が国を指定する国際登録の対象であった商標について、国際登録の指定商品(役務)の全部又は一部が取り消されたときは、当該国際登録の名義人は取り消された指定商品(役務)の全部又は一部について、我が国に新たな商標登録出願をすることができます。商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願をするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された国際登録の番号を記載してください。(当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定の日を記載してください。)

(2) 特例の要件

上記(1)の特例による商標登録出願は、次の要件に該当するときには、国際登録日(又は事後指定の日)にされたものとみなします。

- ① 国際登録が取消された日から3ヶ月以内に商標登録出願をすること。
- ② 国際登録の対象であった標章と商標登録出願の標章が同一であること。
- ③ 商標登録出願に係る指定商品(役務)が、国際登録における指定商品(役務)の範囲に含まれていること。

(3) 優先権主張の効果

国際商標登録出願について、パリ条約による優先権の主張(商標法第13条で準用する特許法第43条)又はパリ条約の例による優先権の主張(商標法第9条の3又は第13条で準用する特許法第43条の2)が認められていたときは、商標登録出願にも優先権が認められます。

2. 議定書廃棄後の商標登録出願の特例

[法第68条の33]

(1) 議定書廃棄後の商標登録出願の特例

議定書の廃棄の規定(議定書第15条)により、国際登録の名義人が国際出願をする資格を有するものでなくなったときは、国際登録されていた指定商品(役務)について新たな商標登録出願をすることができます。商標法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載してください。(当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載してください。)

(2) 特例の要件

上記(1)の特例による商標登録出願は、次の要件に該当するときには、商標登録出願は国際登録日(又は事後指定の日)にされたものとみなします。

- ①議定書の規定による廃棄の効力が生じた日から2年以内に商標登録出願をすること。
- ②国際登録の対象であった商標と商標登録出願の商標が同一であること。
- ③商標登録出願に係る指定商品(役務)が国際登録における指定商品(役務)の範囲に含まれていること。

(3)優先権主張の効果

国際商標登録出願について、パリ条約による優先権の主張(商標法第13条で準用する特許法第43条)又はパリ条約の例による優先権の主張(商標法第9条の3又は第13条で準用する特許法第43条の2)が認められていたときは、商標登録出願にも優先権が認められます。

国際登録の取消し後の商標登録出願をする場合の商標登録願(様式記載見本)

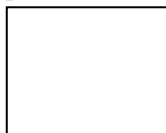
【書類名】 商標登録願

(【整理番号】)

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第14類】

【指定商品(指定役務)】 時計, 腕時計, 柱時計

【商標登録出願人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】 スイス国 ジュネーヴ 10 シュマン デ コワンベッツ 15

【氏名又は名称】 パッシフローラ ソシエテ アノニム

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【その他】 商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願

国際登録第123456号

(注1) 当該国際登録が事後指定の場合は、【その他】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」のように記載してください。

(注2) なお、商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願は、国際登録が取消された日から3ヶ月以内に限りすることができます。

第11節 商標登録出願と国際商標登録出願との相違点

項目	商標登録出願	国際商標登録出願 (指定国官庁)
手続	オンライン可	紙手続、電子特殊申請
書類の様式	墨付き括弧、「【】」、「」を項目に使用	←
申請人制度	利用できる	利用できない
識別番号の記載	手続書面に記載したときは住所を省略できる	識別番号の記載はできるが、【住所又は居所】の住所の省略はできない
予納制度	利用できる	電子特殊申請の場合のみ利用できる
代理人の選任	出願人が在外者のときは、国内代理人が必須	←
包括委任状	援用できる	←
出願人の氏名(名称)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	名称変更の記録の申請【MM9】を国際事務局へ提出
出願人の住所(居所)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	住所変更の記録の申請【MM9】を国際事務局へ提出
代理人の氏名(名称)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
代理人の住所(居所)変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
名義変更	出願毎に特許庁長官に提出	名義人の変更の記録の申請【MM5】を国際事務局へ提出
指定商品・役務の補正	事件が係属している間、いつでもできる	国際登録日又は事後指定日が2020年3月31日までの出願 暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)で指定した期間に限る 国際登録日又は事後指定日が2020年4月1日以降の出願 暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)後、事件が係属している間、いつでもできる 商品・役務の減縮の申請【MM6】は、事件が係属している間、いつでも国際事務局に提出できる
補正却下後の新出願	できる	できない
出願の変更	できる	できない
出願の分割	できる	できない
パリ優先権主張	願書に記載する	国際出願の願書【MM2】に記載する
パリ優先権証明書	出願の日から3月以内に提出	提出義務なし
パリ条約の例による優先権主張	願書に記載する	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
上記証明書	出願の日から3月以内に提出	国際出願の日から3月以内に特許庁長官に提出
博覧会等へ出展したときの出願時の特例	願書に記載する	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出

上記証明書	出願の日から30日以内に提出	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
商標法5条4項の物件の提出	出願時	暫定的拒絶通報の応答として提出する (日本に指定通報が送付された後であれば提出可能)
登録料の納付	特許庁長官に納付する	国際事務局へ納付する
更新登録料の納付	特許庁長官に納付する	国際事務局へ納付する
通信言語	日本語	英語
指定商品・役務	日本語	英語
事件の表示	出願番号	国際登録番号
出願人の表示	日本語	国際登録簿に記載された文字
代理人の表示	日本語	←